

国自旅第269号
令和5年12月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について（平成13年12月26日付け国自旅第127号）」の一部を改正し、別紙の改正欄のとおりとするので、各地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）においては、その旨了知されるとともに、公示の手続き等所要の措置を講じられたい。

なお、本件については、一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

○一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について（平成13年12月26日付け国自旅第127号）

改 正	現 行
<p style="text-align: right;">国自旅第127号 平成13年12月26日</p> <p>一部改正 平成17年12月8日 一部改正 平成20年6月10日 一部改正 平成23年11月18日 一部改正 平成27年1月13日 一部改正 平成27年9月17日 <u>一部改正 令和5年12月28日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>物流・自動車局</u>旅客課長</p> <p><u>個人タクシー事業</u> の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について</p> <p>平成14年2月1日からの改正道路運送法の施行に伴い、<u>個人タクシー事業</u>の許可等をするにあたり実施する法令及び地理の試験（以下「試験」という。）の実施方法等を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各局等」という。）においては、各局等において定めている公示の所要の改正を行う等、適切な措置を講じることとされたい。</p> <p>なお、本件については、<u>一般</u>社団法人全国個人タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 事前試験</p> <p>1. 受験者の資格要件 試験の申込日現在において、次の(1)から(3)のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。</p> <p>(2) 年齢が65歳未満（<u>人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可申請にあつては80歳未満</u>）であること。</p> <p>(3) 「<u>個人タクシー事業</u>の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日</p>	<p style="text-align: right;">国自旅第127号 平成13年12月26日</p> <p>一部改正 平成17年12月8日 一部改正 平成20年6月10日 一部改正 平成23年11月18日 一部改正 平成27年1月13日 一部改正 平成27年9月17日</p> <p>各地方運輸局自動車(第一)部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;"><u>自動車交通局</u>旅客課長</p> <p><u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）</u> の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について</p> <p>平成14年2月1日からの改正道路運送法の施行に伴い、<u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）</u>の許可等をするにあたり実施する法令及び地理の試験（以下「試験」という。）の実施方法等を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各局等」という。）においては、各局等において定めている公示の所要の改正を行う等、適切な措置を講じることとされたい。</p> <p>なお、本件については、<u>社団法人全国個人タクシー協会</u>会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I. (略)</p> <p>II. 事前試験</p> <p>1. 受験者の資格要件 試験の申込日現在において、次の(1)から(3)のいずれにも該当する者であること。</p> <p>(1) 有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。</p> <p>(2) 年齢が65歳未満であること。</p> <p>(3) 「<u>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）</u>の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日国自旅第78号。以下「処理方針通</p>

国自旅第78号。以下「処理方針通達」という。)の別紙I. 3. (2) **又は別紙II. 2**に適合すること。ただし、同基準中「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。また、同基準別表の表題を「事前試験の受験に係る運転経歴要件」とし、同表中「申請時」とあるのは「試験の申込時」と、「申請する」とあるのは「受験する」と、「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。

2. ~ 3. (略)
4. 試験実施後の取扱い
- (1) ~ (2) (略)
- (3) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。
 - ① 合格証の発行日から2年を経過する日
 - ② 年齢が65歳 **又は80歳**に達する日の前日
5. (略)

III 申請後試験

1. ~ 4. (略)
5. 申請事案の却下処分時における試験合格者の取扱い
- (1) (略)
- (2) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。
 - ① 合格証の発行日から2年を経過する日
 - ② 年齢が65歳 **又は80歳**に達する日の前日

IV (略)

附則(平成23年11月18日 国自旅第92号)

- 1 改正後の通達は、平成24年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 改正前の通達により平成24年3月に実施される譲渡譲受認可に係る試験において不合格となった者(前回試験の不合格者で処分を保留されている者を除く。)については、3.(3)の規定によらず、地域の実情に応じて、次回に実施する試験の受験を認めるとともに、処分の保留をすることができるものとする。なお、次回に実施する試験については、平成24年7月1日から31日までの間におけるいずれかの日に実施することとする。

附則(平成27年1月13日 国自旅第293号)

- 1 改正後の通達は、平成27年4月1日以降に実施する試験から適用する。
- 2 改正前の通達により平成27年5月に譲渡譲受に係る試験を実施する予定の地方運輸局にあっては、当該試験を平成27年3月に実施することとし、当該試験の対象者は、前回試験の受付締切日の翌日から平成27年1月31日までに申請を受け付けた者とする。

附則(平成27年9月17日 国自旅第185号)

- 1 改正後の通達は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

達」という。)の別紙I. 3. (2)に適合すること。ただし、同基準中「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。また、同基準別表の表題を「事前試験の受験に係る運転経歴要件」とし、同表中「申請時」とあるのは「試験の申込時」と、「申請する」とあるのは「受験する」と、「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。

2. ~ 3. (略)
4. 試験実施後の取扱い
- (1) ~ (2) (略)
- (3) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。
 - ① 合格証の発行日から2年を経過する日
 - ② 年齢が65歳に達する日の前日
5. (略)

III 申請後試験

1. ~ 4. (略)
5. 申請事案の却下処分時における試験合格者の取扱い
- (1) (略)
- (2) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。
 - ① 合格証の発行日から2年を経過する日
 - ② 年齢が65歳に達する日の前日

IV (略)

附則(平成23年11月18日 国自旅第92号)

- 1 改正後の通達は、平成24年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 改正前の通達により平成24年3月に実施される譲渡譲受認可に係る試験において不合格となった者(前回試験の不合格者で処分を保留されている者を除く。)については、3.(3)の規定によらず、地域の実情に応じて、次回に実施する試験の受験を認めるとともに、処分の保留をすることができるものとする。なお、次回に実施する試験については、平成24年7月1日から31日までの間におけるいずれかの日に実施することとする。

附則(平成27年1月13日 国自旅第293号)

- 1 改正後の通達は、平成27年4月1日以降に実施する試験から適用する。
- 2 改正前の通達により平成27年5月に譲渡譲受に係る試験を実施する予定の地方運輸局にあっては、当該試験を平成27年3月に実施することとし、当該試験の対象者は、前回試験の受付締切日の翌日から平成27年1月31日までに申請を受け付けた者とする。

附則(平成27年9月17日 国自旅第185号)

- 1 改正後の通達は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則（令和5年12月28日 国自旅第269号）

1 改正後の通達は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

地方運輸局長 殿 (別添1)
(〇〇運輸支局長経由) 年 月 日

住所
氏名
生年月日

受験申込書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について（平成13年12月26日国自旅第127号）」I. 1. に規定する試験を受けたいため、下記の通り申込みします。

記

1. ~ 5. (略)

出題範囲及び設問形式等 (略) (別添2)

個人タクシーの法令試験問題の出題範囲 別紙

出題範囲

1. 道路運送法関係

① 道路運送法 ② 道路運送法施行令 ③ 道路運送法施行規則

④ 旅客自動車運送事業運輸規則

⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則

⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款

⑦ 個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）

⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号）

地方運輸局長 殿 (別添1)
(〇〇運輸支局長経由) 年 月 日

住所
氏名
生年月日

受験申込書

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について（平成13年12月26日国自旅第127号）」I. 1. に規定する試験を受けたいため、下記の通り申込みします。

記

1. ~ 5. (略)

出題範囲及び設問形式等 (略) (別添2)

個人タクシーの法令試験問題の出題範囲 別紙

出題範囲

1. 道路運送法関係

① 道路運送法 ② 道路運送法施行令 ③ 道路運送法施行規則

④ 旅客自動車運送事業運輸規則

⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則

⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款

⑦ 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）

⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号）

<p>⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号） ⑩ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（地方運輸局等の公示及び通達を含む。）</p>	<p>⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号） ⑩ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（地方運輸局等の公示及び通達を含む。）</p>
<p>2-1. タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域の場合のみ出題）</p>	<p>2-1. タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域の場合のみ出題）</p>
<p>① タクシー業務適正化特別措置法 ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則 ③ タクシー業務適正化特別措置法関係告示・通達 ④ タクシー乗り場及び乗車禁止地区に関する事項 ⑤ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（地方運輸局等の公示及び通達を含む。）</p>	<p>① タクシー業務適正化特別措置法 ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則 ③ タクシー業務適正化特別措置法関係告示・通達 ④ タクシー乗り場及び乗車禁止地区に関する事項 ⑤ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（地方運輸局等の公示及び通達を含む。）</p>
<p>2-2. タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域以外の指定地域の場合のみ出題）</p>	<p>2-2. タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域以外の指定地域の場合のみ出題）</p>
<p>① タクシー業務適正化特別措置法（第44条から第47条までに限る。） ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第28条から第38条までに限る。）</p>	<p>① タクシー業務適正化特別措置法（第44条から第47条までに限る。） ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第28条から第38条までに限る。）</p>
<p>2-3. タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域以外の場合のみ出題）</p>	<p>2-3. タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域以外の場合のみ出題）</p>
<p>① タクシー業務適正化特別措置法（第46条及び第47条に限る。） ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第30条から第38条までに限る。）</p>	<p>① タクシー業務適正化特別措置法（第46条及び第47条に限る。） ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第30条から第38条までに限る。）</p>
<p>3. 道路運送車両法関係</p>	<p>3. 道路運送車両法関係</p>
<p>① 道路運送車両法 ・第1条（この法律の目的） ・第11条（自動車登録番号標の封印等） ・第12条（変更登録） ・第13条（移転登録） ・第15条（永久抹消登録） ・第19条（自動車登録番号標等の表示の義務） ・第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等） ・第41条（自動車の装置） ・第42条（乗車定員又は最大積載量） ・第47条（使用者の点検及び整備の義務） ・第47条の2（日常点検整備） ・第48条（定期点検整備） ・第49条（点検整備記録簿） ・第54条第1項、第2項（整備命令等） ・第57条（自動車の点検及び整備に関する手引） ・第58条（自動車の検査及び自動車検査証） ・第61条（自動車検査証の有効期間） ・第62条（継続検査） ・第66条（自動車検査証の備付け等） ・第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査） ・第69条第2項（自動車検査証の返納等） ・第70条（再交付） ② 自動車点検基準</p>	<p>① 道路運送車両法 ・第1条（この法律の目的） ・第11条（自動車登録番号標の封印等） ・第12条（変更登録） ・第13条（移転登録） ・第15条（永久抹消登録） ・第19条（自動車登録番号標等の表示の義務） ・第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等） ・第41条（自動車の装置） ・第42条（乗車定員又は最大積載量） ・第47条（使用者の点検及び整備の義務） ・第47条の2（日常点検整備） ・第48条（定期点検整備） ・第49条（点検整備記録簿） ・第54条第1項、第2項（整備命令等） ・第57条（自動車の点検及び整備に関する手引） ・第58条（自動車の検査及び自動車検査証） ・第61条（自動車検査証の有効期間） ・第62条（継続検査） ・第66条（自動車検査証の備付け等） ・第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査） ・第69条第2項（自動車検査証の返納等） ・第70条（再交付） ② 自動車点検基準</p>

- ・第1条第1号（日常点検基準） ・第2条第1号（定期点検基準）
- ・第4条（点検整備記録簿の記載事項等）
- ③ 道路運送車両の保安基準
 - ・第29条（窓ガラス） ・第43条の2（非常信号用具）
 - ・第43条の3（警告反射板）
 - ・第43条の4（停止表示器材） ・第50条（旅客自動車運送事業用自動車）
 - ・第53条（乗車定員及び最大積載量）
- ④ 自動車事故報告規則
 - ・第2条（定義） ・第3条（報告書の提出） ・第4条（速報）
- ⑤ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（地方運輸局等の公示及び通達を含む。）

- ・第1条第1号（日常点検基準） ・第2条第1号（定期点検基準）
- ・第4条（点検整備記録簿の記載事項等）
- ③ 道路運送車両の保安基準
 - ・第29条（窓ガラス） ・第43条の2（非常信号用具）
 - ・第43条の3（警告反射板）
 - ・第43条の4（停止表示器材） ・第50条（旅客自動車運送事業用自動車）
 - ・第53条（乗車定員及び最大積載量）
- ④ 自動車事故報告規則
 - ・第2条（定義） ・第3条（報告書の提出） ・第4条（速報）
- ⑤ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（地方運輸局等の公示及び通達を含む。）

※ 上記1. ①～⑨、2-1. ①～④、2-2. ①～②、及び3. ①～④に係る○×方式の問題については、別途本省から示すものの中から選択して出題するものとし、この場合、運輸局等においては一切の修正を行わないこととする。

※ 上記1. ①～⑨、2-1. ①～④、2-2. ①～②、及び3. ①～④に係る○×方式の問題については、別途本省から示すものの中から選択して出題するものとし、この場合、運輸局等においては一切の修正を行わないこととする。

(別添3)

個人タクシー試験合格証

(別添3)

個人タクシー試験合格証

氏 名 _____
生年月日 _____

氏 名 _____
生年月日 _____

上記の者は、 年 月 日に実施した「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」I. に規定する試験に下記のとおり合格したことを証する。
なお、本合格証の有効期限は、 年 月 日までとする。

上記の者は、 年 月 日に実施した「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」I. に規定する試験に下記のとおり合格したことを証する。
なお、本合格証の有効期限は、 年 月 日までとする。

記

1. ～ 2. (略)

記

1. ～ 2. (略)

国自旅第127号
平成13年12月26日
一部改正 平成17年12月8日
一部改正 平成20年6月10日
一部改正 平成23年11月18日
一部改正 平成27年1月13日
一部改正 平成27年9月17日
一部改正 令和5年12月28日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長

個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について

平成14年2月1日からの改正道路運送法の施行に伴い、個人タクシー事業の許可等をするにあたり実施する法令及び地理の試験（以下「試験」という。）の実施方法等を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（以下「各局等」という。）においては、各局等において定めている公示の所要の改正を行う等、適切な措置を講じることとされたい。

なお、本件については、一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

I. 試験制度

1. 事前試験

許可申請等をする前の者を対象として実施する試験。

2. 申請後試験

許可申請等をした者を対象として実施する試験。

II. 事前試験

1. 受験者の資格要件

試験の申込日現在において、次の（１）から（３）のいずれにも該当する者であること。

- （１）有効な第二種運転免許（普通免許、中型免許又は大型免許に限る。）を有していること。
- （２）年齢が65歳未満（人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可申請にあっては80歳未満）であること。
- （３）「個人タクシー事業の申請に対する処分に関する処理方針（平成13年9月12日国自旅第78号。以下「処理方針通達」という。）」の別紙Ⅰ. 3.（2）又は別紙Ⅱ. 2に適合すること。ただし、同基準中「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。また、同基準別表の表題を「事前試験の受験に係る運転経歴要件」とし、同表中「申請時」とあるのは「試験の申込時」と、「申請する」とあるのは「受験する」と、「申請日」とあるのは「試験の申込日」とする。

2. 受験申込書の受付期間及び試験実施時期

- （１）受験者は、受験する営業区域を管轄している地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）あてに別添1の受験申込書を提出することとする。
- （２）受験申込書の受付期間は、毎年次の（３）①及び②で定める試験の実施時期に応じた以下の期間とする。
 - ① 法令及び地理の試験
8月1日から8月31日まで。
 - ② 法令のみの試験
 - ア 4月1日から4月30日まで。
 - イ 8月1日から8月31日まで。
 - ウ 12月1日から12月28日まで。
- （３）試験の実施時期は、毎年次の①及び②で定める試験区分毎に応じた各期間におけるいずれかの日とする。
 - ① 法令及び地理の試験
11月1日から11月30日まで。
 - ② 法令のみの試験
 - ア 7月1日から7月31日まで。
 - イ 11月1日から11月30日まで。ただし、①の試験が実施される場合には、同日に行うこととする。
 - ウ 3月1日から3月31日まで。

3. 出題範囲及び設問形式等

別添2のとおりとする。

4. 試験実施後の取扱い

- (1) 試験実施後2週間を目途に、各局等において合格者の公表を行うこととする。
- (2) (1) と併せて、合格者に対して別添3の合格証を発することとする。
- (3) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。
 - ① 合格証の発行日から2年を経過する日
 - ② 年齢が65歳又は80歳に達する日の前日

5. その他

- (1) 受験者に対して受験資格を確認するため、必要な書類の提出を求めることができることとする。
- (2) 試験合格後に1.(3)に該当していないことが判明した場合、当該合格は無効とする。

Ⅲ. 申請後試験

1. 試験対象者

次の(1)から(3)に掲げる者を対象に実施することとする。ただし、I.に規定する試験に合格した者であって、申請日現在において合格証の有効期限が満了していない者又は合格が無効とされていない者を除く。

- (1) 許可申請の場合
許可申請者
- (2) 譲渡譲受の認可申請の場合
譲渡譲受の認可申請者のうち譲受人
- (3) 相続の認可申請の場合
相続の認可申請者

2. 試験の実施時期

- (1) 許可申請の場合
毎年11月1日から11月30日までの間のいずれかの日とする。
- (2) 譲渡譲受の認可申請の場合
原則として毎年次の①及び②の各期間のいずれかの日とする。なお、試験は、原則として前回試験の受付締切日の翌日から今回試験の実施日の属する月の前々月の末日までに申請を受け付けた者に対して実施するものとする。
 - ① 法令及び地理の試験
11月1日から11月30日まで。
 - ② 法令のみの試験
ア 7月1日から7月31日まで。
イ 11月1日から11月30日まで。ただし、①の試験が実施される場合には、同

日に行うこととする。

ウ 3月1日から3月31日まで。

(3) 相続の認可申請の場合

相続人に対する試験の実施は随時行うこととするが、(1)又は(2)の実施時に併せて行うことができるものとする。

3. 出題範囲及び設問形式等

別添2のとおりとする。

4. 試験実施後の取扱い

(1) 試験実施後2週間を目途に合格者に対しては合格通知を発することとし、その際に、併せて申請に係る挙証資料の提出又は提示等の日時を明らかにすること。

(2) 不合格者については、速やかに却下処分の手続きを行うこととする。

5. 申請事案の却下処分時における試験合格者の取扱い

(1) 試験合格者にあつては、申請した事案が却下処分となる場合に限り、その却下処分時に別添3の合格証を発することとする。

(2) 合格証の有効期限は、次の①又は②のいずれか早く到達する日とする。

① 合格証の発行日から2年を経過する日

② 年齢が65歳又は80歳に達する日の前日

IV. その他

1. I. に規定する試験は、原則として同時に行うものとする。

2. 試験の実施日時、場所については、事前に各局等において公示するとともにI.

1. に規定する試験の受験者及びI. 2. に規定する試験の試験対象者あてに通知すること。

3. 2. の受験者に対する試験実施通知には、試験区分及び営業区域を記載すること。

4. 2. の試験対象者に対する試験実施通知において、処理方針通達の別紙I. 10.

のただし書きに基づき地理試験を免除する者に対しては、その旨を明らかにすること。

5. 試験結果は試験実施後2週間を目途に以下の事項について公表することとし、試験問題は試験終了後の持ち帰りを認めることにより公表とする。

(1) 受験者数

(2) 合格者数

(3) 法令試験、地理試験それぞれの最高点、最低点及び平均点

6. 試験に欠席した者は原則として不合格とし、I. 2. に規定する試験の試験対象者に係る申請については、速やかに却下処分の手続きを行うこととする。

附則（平成23年11月18日 国自旅第92号）

- 1 改正後の通達は、平成24年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。
- 2 改正前の通達により平成24年3月に実施される譲渡譲受認可に係る試験において不合格となった者（前回試験の不合格者で処分を保留されている者を除く。）については、3.（3）の規定によらず、地域の実情に応じて、次回に実施する試験の受験を認めるとともに、処分の保留をすることができるものとする。なお、次回に実施する試験については、平成24年7月1日から31日までの間におけるいずれかの日に実施することとする。

附則（平成27年1月13日 国自旅第293号）

- 1 改正後の通達は、平成27年4月1日以降に実施する試験から適用する。
- 2 改正前の通達により平成27年5月に譲渡譲受に係る試験を実施する予定の地方運輸局にあっては、当該試験を平成27年3月に実施することとし、当該試験の対象者は、前回試験の受付締切日の翌日から平成27年1月31日までに申請を受け付けた者とする。

附則（平成27年9月17日 国自旅第185号）

- 1 改正後の通達は、平成27年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附則（令和5年12月28日 国自旅第269号）

- 1 改正後の通達は、令和5年12月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

(別添1)
年 月 日

地方運輸局長 殿
(〇〇運輸支局長経由)

住 所
氏 名
生年月日

受 験 申 込 書

「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について（平成13年12月26日国自旅第127号）」I. 1. に規定する試験を受けたいため、下記の通り申込みします。

記

1. 試験区分（いずれかを○で囲むこと。）

法令及び地理の試験 ・ 法令のみの試験

2. 営業区域

3. 運転経歴（新しいものから記載すること。）

(自) 年月日	(至) 年月日	勤務 年月数	勤務地	勤務先（事務所名）	ハイ・タク バス・他

4. 試験通知等の送付先

郵便番号 _____
住 所 _____
氏 名 _____

5. 添付書類

(1) 自動車運転免許証の写し（表・裏）

出題範囲及び設問形式等

	法令試験	地理試験
出題範囲	別紙のとおり	申請する営業区域内の地名、道路、交差点、主要公共施設、河川、橋、公園、名所・旧跡等の名称及び場所、主要ターミナル等周辺の交通規制、その他個人タクシー事業の遂行に必要な地理に関する事項
設問方式	○×方式及び語群選択方式	○×方式及び選択肢方式（語群選択及び地図上の番号を選択する方式）
出題数	40問（ただし、タクシー業務適正化特別措置法の特定指定地域（以下「特定指定地域」という。）については、同法に関する問題を5問付加し45問とする。）	30～40問
配点	1問1点	1問1点
合格基準	36点以上（ただし、特定指定地域に係る試験は41点以上とする。） （正解率90%以上）	正解率90%以上
試験時間	50分（ただし、特定指定地域に係る試験は60分とする。）	45～60分

個人タクシーの法令試験問題の出題範囲

出題範囲
<p>1. 道路運送法関係</p> <p>① 道路運送法 ② 道路運送法施行令 ③ 道路運送法施行規則</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>④ 旅客自動車運送事業運輸規則</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則</p> <p>⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款</p> <p>⑦ 個人タクシー事業の許可期限の更新等の取扱いについて（平成13年11月15日付け国自旅第107号）</p> <p>⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成13年10月26日付け国自旅第100号）</p> <p>⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について（平成13年10月26日付け国自旅第101号）</p> <p>⑩ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（地方運輸局等の公示及び通達を含む。）</p>
<p>2-1. タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域の場合のみ出題）</p> <p>① タクシー業務適正化特別措置法</p> <p>② タクシー業務適正化特別措置法施行規則</p> <p>③ タクシー業務適正化特別措置法関係告示・通達</p> <p>④ タクシー乗り場及び乗車禁止地区に関する事項</p> <p>⑤ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（地方運輸局等の公示及び通達を含む。）</p>
<p>2-2. タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく特定指定地域以外の指定地域の場合のみ出題）</p> <p>① タクシー業務適正化特別措置法（第44条から第47条までに限る。）</p> <p>② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第28条から第38条までに限る。）</p>
<p>2-3. タクシー業務適正化特別措置法関係（申請に係る営業区域が同法に基づく指定地域以外の場合のみ出題）</p>

- ① タクシー業務適正化特別措置法（第46条及び第47条に限る。）
- ② タクシー業務適正化特別措置法施行規則（第30条から第38条までに限る。）

3. 道路運送車両法関係

① 道路運送車両法

- ・ 第1条（この法律の目的） ・ 第11条（自動車登録番号標の封印等）
- ・ 第12条（変更登録） ・ 第13条（移転登録） ・ 第15条（永久抹消登録）
- ・ 第19条（自動車登録番号標等の表示の義務）
- ・ 第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等） ・ 第41条（自動車の装置）
- ・ 第42条（乗車定員又は最大積載量）
- ・ 第47条（使用者の点検及び整備の義務） ・ 第47条の2（日常点検整備）
- ・ 第48条（定期点検整備） ・ 第49条（点検整備記録簿）
- ・ 第54条第1項、第2項（整備命令等）
- ・ 第57条（自動車の点検及び整備に関する手引）
- ・ 第58条（自動車の検査及び自動車検査証）
- ・ 第61条（自動車検査証の有効期間）
- ・ 第62条（継続検査） ・ 第66条（自動車検査証の備付け等）
- ・ 第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）
- ・ 第69条第2項（自動車検査証の返納等） ・ 第70条（再交付）

② 自動車点検基準

- ・ 第1条第1号（日常点検基準） ・ 第2条第1号（定期点検基準）
- ・ 第4条（点検整備記録簿の記載事項等）

③ 道路運送車両の保安基準

- ・ 第29条（窓ガラス） ・ 第43条の2（非常信号用具）
- ・ 第43条の3（警告反射板）
- ・ 第43条の4（停止表示器材） ・ 第50条（旅客自動車運送事業用自動車）
- ・ 第53条（乗車定員及び最大積載量）

④ 自動車事故報告規則

- ・ 第2条（定義） ・ 第3条（報告書の提出） ・ 第4条（速報）

⑤ その他個人タクシー事業の遂行に必要な事項（地方運輸局等の公示及び通達を含む。）

※ 上記1. ①～⑨、2-1. ①～④、2-2. ①～②、及び3. ①～④に係る○×方式の問題については、別途本省から示すものの中から選択して出題するものとし、この場合、運輸局等においては一切の修正を行わないこととする。

個人タクシー試験合格証

氏名 _____
生年月日 _____

上記の者は、 年 月 日に実施した「個人タクシー事業の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について」Ⅰ. に規定する試験に下記のとおり合格したことを証する。

なお、本合格証の有効期限は、 年 月 日までとする。

記

1. 合格した試験区分

2. 営業区域

年 月 日

地方運輸局長

印